

もみじケア居宅介護支援事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 もみじケア株式会社が開設するもみじケア居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防支援・指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者又は要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者、特定相談支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 もみじケア居宅介護支援事業所
所在地 広島県廿日市市廿日市二丁目5番9号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 (常勤1名)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う

- ・主任介護支援専門員（常勤5名、うち1名は管理者と兼務）
 - ① 介護支援専門員の居宅介護支援の提供及び各種相談にあたる。
 - ② 介護支援専門員の相談支援及び困難ケースの対応を行う。
- ・介護支援専門員（常勤3名）
 - ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、指定介護予防サービス・指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - ② 利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - ③ 介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - ④ 介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得、介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - ⑤ 介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画に基づき指定介護予防サービス・指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
 - ⑥ 介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

（介護予防支援又は居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条

- ① 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス・指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。

- ② 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③ 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の原案を作成する。
- ④ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ⑤ 介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画とする。
- ⑥ 当該介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- ⑦ 当該介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑧ 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、利用者の居宅を訪問し、介護予防サービス支援計画又は居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- ⑩ 指定介護予防サービス・指定介護支援サービスを提供した場合の費用の額は厚生労働大臣が定める基準とする。法定代理受領の場合、利用者負担は発生しない。通常の事業実施地域を超える自動車の使用においては1kmあたり20円の実費をいただく。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、廿日市市（吉和地域を除く）広島市の一部（佐伯区（湯来地区を除く）西区）大竹市（阿多田島・栗谷地域を除く）とする。

(事故発生時の対応)

第8条

- ① 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援・指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ② 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を保存する。
- ③ 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第9条 事業所は、相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援・居宅介護支援、または介護予防サービス支援計画・居宅サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス・指定居宅サービス等に関する要望、苦情に対し、迅速に対応します。苦情等について会議で検討し、苦情処理困難な場合は国保連、保険者等と連携を図り、決定した今後の方針について利用者及び家族へのフィードバックの充実を図ります。

(虐待防止)

第10条 事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策の強化)

第11条 事業所は、適切な介護予防支援事業及び居宅介護支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援・指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ② 事業所における。業務継続計画のための指針を整備する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条

- ① 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- ② 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ④ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はもみじケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成30年 5月1日から施行する。
平成31年 1月1日から施行する。
平成31年 4月1日から施行する。
令和 1年 8月1日から施行する。
令和 1年11月1日から施行する。
令和 2年 4月1日から施行する。
令和 2年10月1日から施行する。
令和 3年 4月1日から施行する。
令和 4年 4月1日から施行する。
令和 4年 5月1日から施行する。
令和 4年 8月1日から施行する。
令和 4年 9月1日から施行する。
令和 5年 1月1日から施行する。
令和 5年 3月1日から施行する。
令和 5年 4月1日から施行する。
令和 6年 4月1日から施行する。